

地方独立行政法人大阪市立工業研究所安全衛生管理規程

制定 平成20年4月1日 規程第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）において業務遂行中に発生する労働災害及び健康障害を防止するために、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく安全衛生管理責任体制を明確にし、自主的、計画的活動を維持することにより、職員等の安全確保と健康の保持増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 役員及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員並びに就業規則第3条第2項各号に掲げる特定有期雇用職員、短時間勤務職員、再雇用職員及び臨時雇用職員をいう。
- (2) 労働災害 職員等が就業中に建物、機械、器具その他の設備等（以下「機械設備等」という。）、化学薬品、原材料、ガス、蒸気、若しくは粉じん等により、又は作業行動等が原因で負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡することをいう。
- (3) 安全管理 安全管理とは、職員等が業務遂行中に負傷し、又は死亡することを防止するための諸措置を計画し、実行することをいう。
- (4) 衛生管理 衛生管理とは、職員等が業務遂行中に受ける健康障害を防止するとともに、健康の保持増進を図るための諸措置を計画し、実行することをいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、研究所における職員等の就業の場合に適用する。

2 研究所における職員等以外の者に対する安全衛生管理は別に定める。

第4条 研究所における安全衛生管理については、安衛法その他関係法令並びに就業規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(研究所及び職員等の責務)

第5条 理事長は、安全衛生管理体制を確立し、快適な職場環境の実現及び労働災害の防止のため、職場における職員等の健康の保持及び安全の確保に必要な措置を行う。

2 職員等は、理事長が実施する労働災害を防止するための必要な措置に積極的に協力するとともに、この規程その他安全衛生管理に係る規程類を遵守しなければならない。

(安全衛生管理計画)

第6条 理事長は、毎年安全衛生管理計画を策定する。

2 理事長は、策定した安全衛生管理計画を職員等に周知する。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理担当者)

第7条 理事長は、職員等の健康の保持増進並びに安全の確保を推進し、労働災害を防止するため、次の者を安全衛生管理担当者として選任する。

- (1) 総括安全衛生責任者
- (2) 安全衛生実行責任者
- (3) 安全推進者
- (4) 衛生管理者

- (5) 産業医
- (6) 作業主任者

2 理事長は、安全衛生管理担当者を職員等に周知する。

3 理事長は、安全衛生管理担当者に対し、当該職務をなし得る権限を与える。

(総括安全衛生責任者)

第8条 総括安全衛生責任者には、理事長がその任に当たる。

2 総括安全衛生責任者は、次の各号に掲げる職務を行うとともに、研究所の安全衛生管理に係る必要な業務を統括管理する。

- (1) 危険及び健康障害の防止に関する事項
- (2) 安全衛生教育の実施に関する事項
- (3) 健康診断の実施、その他健康管理に関する事項
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事項
- (5) その他、職員等の安全及び衛生に関して必要な事項

(安全衛生実行責任者)

第9条 理事長は、職員等の中から安全衛生実行責任者を1名選任する。

2 安全衛生実行責任者は、総括安全衛生責任者を補佐し、他の安全衛生管理担当者と協力して、安全衛生に係る具体的事項を実施する。

3 安全衛生実行責任者は、総括安全衛生責任者が不在のときは、その職務を代理する。

(安全推進者)

第10条 理事長は、安全に係る技術的事項を管理するため、特に必要と認める場合には、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第5条に定める資格を有する職員等の中から、安全推進者を1名以上選任する。

2 安全推進者は、総括安全衛生責任者の指揮のもとに、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) 安全教育の計画及び実施に関する具体的事項
- (2) 労働災害の原因調査及び再発防止対策の検討
- (3) 作業場所の点検と安全に関する指示
- (4) 機械設備の新設及び改造時の安全性の事前検討
- (5) 安全装置、労働安全保護具等の定期点検及び整備
- (6) その他、危険防止に係る具体的事項の実施又は援助

3 安全推進者を選任しない場合は、安全衛生実行責任者が前項の業務を行う。

(衛生管理者)

第11条 理事長は、衛生に係る技術的事項を管理するため、安衛則第10条に定める資格を有する職員等の中から、衛生管理者を1名以上選任する。

2 衛生管理者は、総括安全衛生責任者の指揮のもとに、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) 労働衛生教育及び健康教育の計画並びに実施に関する具体的事項
- (2) 健康障害の原因調査及び対策の検討
- (3) 研究所における週1回以上の巡視及び労働衛生に関する指示
- (4) 衛生に係る記録の整備
- (5) 労働衛生保護具及び救急用具の整備
- (6) その他、健康障害の防止に係る具体的事項の実施又は援助

(産業医)

第12条 理事長は、産業医を1名選任する。

2 産業医は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 職員等の健康管理
- (2) 労働衛生教育等、職員等の健康の保持増進を図るための措置のうち、医学に関する専門

的知識を必要とするもの

(3) 職員等の健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置

(4) 毎月1回研究所を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのある場合の必要な措置

3 産業医は、職員等の健康保持のため必要であると認めるときは、理事長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

4 理事長は、前号の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(作業主任者)

第13条 理事長は、安衛法その他関係法令に規定されている作業の区分に応じて、職員等のうち当該作業の免許所持者又は技能講習修了者の中から、作業主任者を選任する。

2 作業主任者は、安衛法その他関係法令にそれぞれ定められている職務を確実に遂行しなければならない。

(安全衛生委員会)

第14条 理事長は、研究所の安全衛生に関する事項を調査審議するために安全衛生委員会を設置する。

2 安全衛生委員会の組織その他運営に必要な事項は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所安全衛生委員会設置要綱に定める。

第3章 安全衛生管理

(危険を防止するための措置)

第15条 総括安全衛生責任者は、次の各号に掲げる危険が引き起こす、職員等の労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(1) 機械設備等による危険

(2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

(3) 電気、熱その他のエネルギー等による危険

(4) その他、研究所において職員等が危害を受けるおそれのある危険

(有資格者の就業)

第16条 総括安全衛生責任者は、危険有害な業務で安衛法その他関係法令により免許所持者又は技能講習若しくは特別教育の修了者でなければ従事できない業務に、資格を有しない者を従事させてはならない。

2 総括安全衛生責任者は、有資格者の名簿を管理しなければならない。

3 資格を有する者以外の者は、第1項の業務に従事してはならない。

(機械設備等のリスクアセスメント等)

第17条 総括安全衛生責任者は、職員等が機械設備等を新たに設置し、若しくは改造し、又は作業方法の変更を行うとき等は、安全衛生実行責任者にあらかじめ通知し、その安全性の検討(リスクアセスメント)を実施させなければならない。

2 総括安全衛生責任者は、職員等の中から機械設備等の管理責任者を指名し、安全衛生の確保を含む必要な教育訓練を実施しなければならない。

3 総括安全衛生責任者は、職員等以外の者が機械設備等を所内に持ち込む時は、安全衛生実行責任者にあらかじめ通知し、その安全性の検討(リスクアセスメント)を実施させなければならない。

4 機械設備等のリスクアセスメントの結果は、安全衛生委員会で審議しなければならない。

(定期自主検査)

第18条 総括安全衛生管理者は、安衛法その他関係法令で定期自主検査の対象となっている事項に関して、定期自主検査を実施させなければならない。

2 定期自主検査のうち、必要な場合は有資格者に検査を実施させなければならない。

(健康障害を防止するための措置)

第19条 総括安全衛生責任者は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 化学薬品、原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- (3) VDT作業又は精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害
- (5) その他、職員等が危害を受けるおそれのある健康障害

2 エックス線機器による健康障害の防止は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所エックス線障害防止管理規程による。

3 レーザー機器による健康障害の防止は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所レーザー光線障害防止規程による。

4 遺伝子組換え生物等による健康障害の防止は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所遺伝子組換え生物等の使用等安全管理規程による。

5 核燃料物質による健康障害の防止は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所計量管理規程による。

(衛生環境の確保)

第20条 総括安全衛生責任者は、事務室及び研究施設等について、通路、床面及び階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置、その他職員等の健康、風紀及び生命の保持のため、必要な措置を講じなければならない。

(危険有害物の管理及び取り扱い等)

第21条 危険物及び有害物の管理及び取り扱い等は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬等薬品類管理規程による。

2 危険有害物のうち、特に労働災害のおそれが高いと総括安全衛生責任者が認めるものを新たに使用するとき等は、総括安全衛生責任者は安全衛生実行責任者にあらかじめ通知し、その危険有害性の検討(リスクアセスメント)を実施させなければならない。

3 危険有害物のリスクアセスメントの結果は、安全衛生委員会で審議しなければならない。

(作業環境管理)

第22条 総括安全衛生責任者は、安衛法その他関係法令に定められている作業環境測定を行わなければならない。

2 総括安全衛生責任者は、作業環境測定結果の評価を安全衛生委員会で審議のうえ、作業環境の改善が必要な場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第23条 総括安全衛生責任者は、職員等に対する労働災害発生の危険が急迫したときは、業務の中断又は職員等の退避等の適切な措置を講じなければならない。

第4章 健康管理

(健康診断)

第24条 理事長は、就業規則及び関係法令等に定めるところにより、定期又は臨時に健康診断を実施しなければならない。

2 職員等は、前項の健康診断を受診しなければならない。

3 理事長は、健康診断の結果に基づき、健康保持のために必要な措置について、産業医の意見を聴き、就業場所の変更、作業の転換、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他適切な措置を講ずるものとする。

4 理事長は、健康診断の結果を本人に通知する。

第25条 健康診断の実施及びその記録、措置等について必要な事項は、理事長が別に定める。

第26条 休職中の者については、第24条から第25条までの規定を適用しないことがある。

2 次の各号に定める職員等には、第24条から第25条までの規定を適用しないことがある。

(1) 短時間勤務職員及び再雇用職員のうち、週の労働時間が30時間未満の者

(2) 臨時雇用職員

(健康診断記録の管理)

第27条 理事長は、健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員等ごとに記録を作成し、これを安衛法その他関係法令が定める期間、保管しなければならない。

(病者の就業禁止及び制限)

第28条 理事長は、就業規則の定めるところにより、産業医その他の医師が、伝染性の疾病、精神障害又は心臓、腎臓、肺等の疾患で勤務のために病勢が憎悪するおそれがあると認める職員等については、就業の禁止その他必要な措置を講じなければならない。

(女性の就業制限)

第29条 理事長は、女性を関係法令等で定める危険有害業務に従事させてはならない。

第5章 安全衛生教育

(安全衛生教育等の実施)

第30条 理事長は、第6条に基づき、職員等に対し、必要な安全衛生教育を計画的に実施する。

2 理事長は、教育訓練の記録を3年間保存しなければならない。

第6章 雑則

(秘密の保持)

第31条 職員等の安全及び衛生に関する業務に従事する職員等及び従事したことのある職員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。